

「新しい生活様式」の定着に向けた 路上での飲食施設等の設置による道路占用の実施に関する運用基準

新型コロナウイルス感染症の影響への支援として、「3密回避」などの「新しい生活様式」の定着に向けて、宇都宮市が一括して申請する路上での飲食施設の設置による道路の占用にあたっては、本運用基準を遵守します。

(設置条件)

- 1 営業に際しては、3密対策（密閉、密集、密接の防止）を行い、国が示した新しい生活様式に対応した営業形態としてください。
- 2 道路構造上、設置可能な沿道の店舗を対象とします。道路占用の権原を、第三者へ譲渡したり、使用させることはできません。
- 3 事業者は、暴力団員その他の反社会的勢力に一切関係しない者とします。
- 4 食品衛生法に基づき、衛生管理には十分に注意した飲食物を提供できる事業者とし、違反等が生じた場合は、全て事業者の負担と責任において対応いただきます。
- 5 出店中は、テーブル、イス、パラソル等（以下「テーブル等」という。）の管理に十分注意するとともに、利用者はもとより、歩行者や通行車両への安全確保を行ってください。特に、強風時等の荒天時には、テーブル等を収納してください。
また、サービスの提供を行う場合、調理行為は厨房内で完結したものを提供してください。
なお、防火上の観点から、店舗外での火気使用は厳禁とします。
- 6 設置するテーブル等は、事業者が営業時間内に定められた場所に設置し、営業終了後は速やかに撤収してください。
- 7 出店時間は、店舗の営業時間内とします。
- 8 保健所への営業許可が発生する場合は、事業者が自ら行ってください。
- 9 宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例に基づく路上喫煙等禁止区域内の店舗においては、タバコを吸う行為や火のついたタバコを持つ行為は禁止されますので、灰皿の設置はしないでください。
また、健康増進法に基づく受動喫煙を防止するため、周囲の状況に配慮し、出入口付近などでの喫煙は禁止とするなど、配慮をお願いします。
- 10 店舗目の道路を占有する場合には、緊急時の避難路として、店舗の間口前に
 - 1 5メートル以上の通路の確保をお願いします。
- 11 沿道や周辺商店街等におけるイベント開催時などの混雑時において、歩行者等の通行に支障が生じるおそれがあり、安全管理が困難になる場合はテーブル等を歩道に出さないなどの対応をお願いします。
- 12 各種法令や行政官庁の指導を遵守し、公序良俗に反する物の販売等は行わないでください。
- 13 営業活動に係る事故等は、事業者が一切の責任を負うものとし、全ての事故について、速やかに、宇都宮市へ書面にて報告をお願いします。
- 14 国の規制緩和措置に基づいて、本制度の趣旨を十分に理解し、清掃等の道路維持管理を行う事業者とし、出店中は、以下のご協力をお願いします。
 - ・ 周辺の景観に配慮し、日常的に美化・清掃活動（占有区域近隣の清掃、除草など）を行い、ゴミは事業者の責任で適切に管理・処分してください。
 - ※ 道路占用料の免除の条件となりますので、ご注意ください。
 - ・ 常にテーブル等の整理整頓をお願いします。
 - ・ トイレ及び手洗いは店舗内のものを利用するよう案内してください。状況によっ

ては近隣の公衆トイレを案内するなどのご協力をお願いします。

- ・ 中心市街地は、自転車放置禁止区域のため、近隣駐輪スペースへの案内の協力をお願いします。
- ・ 近隣店舗や近隣住民などへの迷惑行為を見かけた場合は、宇都宮市又は警察への通報をお願いします。

(占有物件等)

- 1 視覚障がい者用誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックの両端に60センチメートル以上の距離を確保してください。
- 2 食事施設等の設置にあたっては、車両運転者の視野を妨げず、また、新たに歩道上に死角を生じさせないようにしてください。
- 3 食事施設等に看板等の設置や広告物を掲示しないでください。(店舗名の表示その他営業上の必要最小限の情報を周知するために、宇都宮市の承認を受けているものは除きます。)
- 4 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものにしてください。

(出店申込)

- 1 出店を希望される事業者は、別紙の道路占有に係る希望確認書と出店希望場所図を、宇都宮市地域政策室に提出してください。
- 2 希望確認書の提出後、占有物件の内容等について、宇都宮市と関係機関等で審査し、その可否を判断します。

(道路使用許可申請手続等)

- 1 宇都宮市道路管理課等への道路占有許可申請、宇都宮中央警察署及び東警察署への道路使用許可申請は、宇都宮市地域政策室が行います。
- 2 オリオン通り等の通り全体を使ったイベントの際など、通行量の著しい増加が見込まれ、歩行空間の十分な確保が難しい場合は、歩行者等の通行の際における安全確保のため、出店ができなくなることをご了承ください。
この場合においては、事前に宇都宮市から事業者へ、希望確認書に記載のメールアドレスあて、開催日時等をお知らせしますので、随時ご確認ください。

(緊急時の対応)

- 1 緊急車両の通行に際しては、テーブル等の移動等、速やかな対応をお願いします。

(その他)

- 1 事業者は、占有区域外での客引きや宣伝活動等を行わないでください。
- 2 多くの来客が見込まれる場合には、歩行者等の通行に支障を及ぼすことがないように、行列の整序その他の必要な措置を講じてください。
- 3 道路上は公共空間となりますので、テーブル等を利用する顧客の飲食・飲酒時のマナーについて、事業者においても十分配慮いただき、歩行者とのトラブルなどが起きないように、ご注意ください。
- 4 道路管理者及び交通管理者の占有等に係る諸条件を遵守してください。
- 5 上記以外の事項は、宇都宮市が事業者等と協議の上、決定することにします。
- 6 本運用基準が守られていないと市が認めるときは、占有許可を取り消し、出店ができなくなることがあります。